

計量法関係手数料 【定期検査】、【計量証明検査（質量計）】	手数料 R01.10.1施行 金 額 円
1. 非自動はかり	
イ. 検出部が電気式のもの又は光電式のものであってひょう量が1 t 以下のもの	
ひょう量が1 0 0 k g 以下のもの	1,400
ひょう量が2 5 0 k g 以下のもの	1,800
ひょう量が5 0 0 k g 以下のもの	2,200
ひょう量が5 0 0 k g を超えるもの	3,100
ロ. 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	250
ハ. イ又はロに掲げるもの以外のもの	
ひょう量が1 0 0 k g 以下のもの	500
ひょう量が2 5 0 k g 以下のもの	900
ひょう量が5 0 0 k g 以下のもの	1,500
ひょう量が1 t 以下のもの	2,100
ひょう量が2 t 以下のもの	3,760
ひょう量が5 t 以下のもの	7,020
ひょう量が1 0 t 以下のもの	11,200
ひょう量が2 0 t 以下のもの	15,600
ひょう量が3 0 t 以下のもの	19,900
ひょう量が4 0 t 以下のもの	22,600
ひょう量が5 0 t 以下のもの	30,800
ひょう量が5 0 t を超えるもの	52,200
最小目量又は表記された感量がひょう量の一万分の一未満のものにあっては、イからハまでに掲げる金額の二倍の額とする。	
2. 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	10